訓子府町総合計画策定審議会委員を公募します

第６次訓子府町総合計画（平成 29 年度～平成 38 年度）の策定にあたり、審議会の委員を募集します。

■**募集人数**　３名以内

■**応募できる方**
- ○町内に居住する方
- ○町行政など（町づくり・地域づくり・地方創生など）に関心のある方
- ○会議は原則平日の昼間に開催しますので、出席が可能な方

■**委員の任期**　委嘱の日（平成 27 年６月予定）から審議終了（平成 28 年９月予定）まで

■**審議会開催回数**　５回程度の開催を予定しています

■**応募方法**　役場企画財政課に備え付けの、または、町ホームページよりダウンロードした申込書で５月 15 日㈮までにご応募ください

■**選考方法**
- ○応募いただいた方の経歴と審議会委員の年齢構成などを考慮して、町長が選考します
- ○選考の結果は、６月中に本人あてに通知します

■**問合せ**　企画財政課企画係（☎ 47-2115 FAX 47-2600　役場２階 窓口 12 番）

戦没者などのご遺族の皆さんへ

第 10 回特別弔慰金の請求期限は平成 30 年４月２日までです。請求期限を過ぎますと、第 10 回特別弔慰金を受ける権利がなくなります。

○**支給対象者**　戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成 27 年４月１日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受けていた方（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族一人に支給されます。

1. 平成 27 年４月１日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者の子
3. 戦没者の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
   （戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります）
4. 前記１から３以外の三親等以内の親族（おい、めいなど）
   （戦没者などの死亡時まで、引き続き１年以上生計関係を有していた方に限られます）

○**支給内容**　額面 25 万円、５年償還の記名国債

※請求書の用紙は、福祉保健課に備えてありますが、他に戸籍抄本など必要な書類がありますので、詳しくは福祉保健課社会福祉係（☎ 47-5555）までお問い合わせください。

東日本大震災で被災された皆様にお見舞いを申し上げます　日赤が義援金募集を延長

◇義援金総額（平成 23 年３月 14 日～平成 27 年３月 31 日）
251 万 3,910 円※町と議員の義援金は含まれていません
日本赤十字社は、東日本大震災で被災された方などへの義援金募集を平成 28 年３月末まで延長しました。訓子府町の窓口の町社会福祉協議会でも平成 28 年３月末まで義援金をお受けしています。町民の皆さんの変わらぬ継続支援をお願いいたします。

総務課交通防災係（☎ 47-2112　役場２階 窓口 10 番）

住民基本台帳の閲覧状況

町では、住民基本台帳法などの規定に基づき、年に一度住民基本台帳の閲覧に関する状況を公表しています。

今回は、平成 26 年４月から平成 27 年３月までの状況をお知らせしますが、この期間に住民基本台帳の閲覧請求はありませんでした。

※住民基本台帳は、次の場合のみ閲覧することができます。
- **ア 国または地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するため**
- **イ 統計調査、世論調査、学術研究のうち総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるもの**
- **ウ 訴訟の提訴その他特別な事情による居住関係の確認で営業目的でないもの**

○**問合せ**　町民課戸籍年金係（☎ 47-2203　役場１階 窓口１番）

人権擁護委員制度をご存じですか

６月１日は、人権擁護委員の日です。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。相談は無料で、相談内容についての秘密は守られます。

人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、幅広い内容となっています。気軽に相談できる場所として、人権相談所が北見法務局に常時開設されています。

訓子府町には、法務大臣から委嘱された次の人権擁護委員がいます。

●山本　寛身さん　●谷本　春代さん

特設なんでも相談所を開設

日ごろの悩みなど、気軽にご相談ください。

○**と　き**
６月１日㈪ 13 時～ 16 時

○**ところ**　公民館農事研修室

相談担当者
人権擁護委員
山本　寛身さん
谷本　春代さん

■**問合せ**　町民課町民相談係（☎ 47-2203　役場１階 窓口１番）

フラワーマスター

認定講習会の受講者募集

「フラワーマスター」とは、花の育成管理に関する知識および技術を地域団体などに指導・助言するボランティアで、北海道が認定するものです。

「フラワーマスター認定講習会」が７月 13 日㈪に札幌市で開催されます。

講習を受けるには町の推薦が必要で、推薦にはいくつかの条件がありますので、受講希望の方はお問い合わせください。申し込み期限は５月 11 日㈪です。

○**問合せ**　町民課町民相談係
（☎ 47-2203　役場１階 窓口１番）

「すずらん無料法律相談」を開催します

釧路弁護士会では、弁護士が定住していない町村で、無料法律相談を実施します。

訓子府町でも、次のとおり開設されます。

今まで弁護士への相談をためらっていた方、弁護士事務所まで行けない方など、ぜひこの機会に弁護士に相談してみませんか。

○**と　き**　５月 20 日㈬ 13 時 30 分～ 16 時

○**ところ**　公民館農事研修室

○**担当弁護士**　北見市　佐藤信孝弁護士

※相談は予約制です。予約申し込みは５月 18 日㈪までに町民課町民相談係（☎ 47-2203　役場１階 窓口１番）まで。